徳島県告示第四百六十五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のと

おり届出があった。

令和三年六月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

三 好 市	名	指定
	称	介護予
○○番地□	所	防サービス事
二町シ	在	ビス
○番地二	地	業者
西祖谷山	名	指
西祖谷山村診療所三好市国民健康保険	称	
八番地九	所	- ビス事業を
谷 山 村	在	で行う事
宇三六	地	業所
テーション 問リハビリ 介護予防訪	種	サービスの
	類	スの
令和三年四月	の 受	廃止の
年 四 月	理 日	止の届出
令和三年五月	年 月 日	廃
口五月	日	止